

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 本院で徴収する診療等の料金は、別表に掲げるもののほか、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法（平成30年厚生労働省告示第43号）の別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表に定める点数に10円（交通事故に係る自費診療及び日本国籍を有さず、かつ、日本国内で有効な公的健康保険を有しない患者に係る自費診療にあつては20円）を乗じて得た額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に消費税相当額を加算した額）とする。ただし、消費税法に規定される医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については非課税とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第5条 この規程の施行に必要な事項は別に定める細則による。</p> <p>別表1 } 別表2 } (略) 別表3 } 別表4 }</p>	<p>第2条 本院で徴収する診療等の料金は、別表に掲げるもののほか、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法（令和2年厚生労働省告示第57号）の別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表に定める点数に10円（交通事故に係る自費診療及び日本国籍を有さず、かつ、日本国内で有効な公的健康保険を有しない患者に係る自費診療にあつては20円）を乗じて得た額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に消費税相当額を加算した額）とする。ただし、消費税法に規定される医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については非課税とする。</p> <p>第5条 <u>総長は、以下の場合に患者の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。</u></p> <p><u>(1) 規程の変更が、患者の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>(2) 規程の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、診療上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</u></p> <p><u>2 前項による規程の変更にあたり、規程の変更をする旨及び変更後の規程の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに院内掲示又は医学部附属病院ホームページへの掲示その他の適切な方法により、患者に周知するものとする。</u></p> <p>第6条 この規程の施行に必要な事項は別に定める細則による。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>別表1 } 別表2 } (別 添) 別表3 } 別表4 } (同 左)</p>

別表1 保険外併用療養費

区分	算定単位	料金（円）	備考
(略)			
2 選定療養費			
(略)			
(2) 特定機能病院における初再診時負担額			
(略)			
イ 再診時負担額（他の病院（一般病床の数が 200-400 床未満のものに限る。）又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、受診した患者の場合）	1回につき	2,750 (2,500)	
(3) 制限回数を超えて受けた診療			
ア 検査（腫瘍マーカー）			
癌胎児性抗原（CEA）	1回につき	1,155 1,122	
α-フェトプロテイン（AFP）	1回につき	1,177 1,144	
前立腺特異抗原（PSA）	1回につき	1,430 1,397	
CA19-9	1回につき	1,430 1,397	
(略)			
(4) 入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る療養の入院料	1日につき	2,640 2,838	
(略)			

備考 料金は全て税込表示である。ただし、括弧内の料金については、非課税とする。

別表2 療養の給付と直接関係ないサービス等

区分	算定単位	料金（円）	備考
1 病衣貸与料	1日につき	182 <u>231</u> -(165)- <u>(210)</u>	
(略)			

備考 料金は全て税込表示である。ただし、括弧内の料金については、非課税とする。

別表3 患者の意思による自由診療（医科領域に係る診療）

区分	算定単位	料金（円）	備考
1 各種相談料			
(略)			
(2) 遺伝子診療相談料			
ア 初診	1時間につき <u>1時間まで</u>	6,024 <u>9,460</u>	
イ 初診時の加算額	30分につき	2,063 <u>4,730</u>	
ウ 再診	30分につき <u>15分につき</u>	2,063 <u>2,420</u>	
エ 再診時の加算額	30分につき	2,063	
(略)			
2 各種検査料			
(1) 産科婦人科における各種検査料			
ア ノンストレステスト	1回につき	(2,000) (2,100)	
(略)			
シ <u>クアトロテスト</u>	<u>1回につき</u>	<u>18,150</u>	
ス <u>First Screen</u>	<u>1回につき</u>	<u>28,490</u>	
(略)			
3 各種処置及び手術料			
(略)			
(10) 曝露後予防としての抗レトロウイルス療法（PEP）			
ア 初診外来	1回につき	21,780 21,890	
(略)			
エ 薬剤費（外来処方日数加算）	1日につき	8,580 8,800	外来処方日数加算の合計額を請求する。
<u>(11) 形成外科領域における各種処置及び手術料</u>			
ア <u>病的状態に対する軟膏治療</u> <u>ハイドロキノン軟膏 5g</u>	<u>1回につき</u>	<u>2,090</u>	
イ <u>病的状態に対する脱毛治療</u> <u>脱毛レーザー照射（照射幅20cm²以下）</u>	<u>1回につき</u>	<u>6,710</u>	
<u>脱毛レーザー照射（照射幅20cm²超）</u>	<u>1回につき</u>	<u>9,790</u>	

備考 料金は全て税込表示である。ただし、括弧内の料金については、非課税とする。